

## 滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日付け滋農経第320号

滋賀県農政水産部長通知

改正	平成23年4月	1日	滋農経第216号
改正	平成24年4月	6日	滋農経第374号
改正	平成25年5月	16日	滋農経第492号
改正	平成26年4月	1日	滋農経第355号
改正	平成27年4月	9日	滋農経第359号
改正	平成28年4月	1日	滋農経第316号
改正	平成29年4月	3日	滋農経第251号
改正	平成30年4月	2日	滋農経第371号
改正	平成31年4月	1日	滋農経第393号
改正	令和2年4月	1日	滋農経第361号
改正	令和3年4月	1日	滋農経第410号
改正	令和4年4月	1日	滋み食第61号

### (趣旨)

第1条 知事は、深刻化する野生鳥獣類による農林水産業等にかかる被害を防止するための施策の推進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知、以下「交付等要綱」という。）および鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知、以下「実施要領」という。）に基づき、市町および集落の代表者等で構成される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会あるいは市町（以下「協議会等」という。）、またはコンソーシアムが行う鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）により市町が単独で、又は隣接する複数の市町が共同して作成する被害防止計画に基づく取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる事業および経費ならびに補助率は、別表に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第3条 別表の区分に掲げる1および2の相互間の流用をしてはならない。

### (交付申請書)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）の添付書類および提出期日は次のとおりとする。

#### (1) 添付書類

- ア 規則第3条第1項第1号の規定による事業計画書（別記様式第2号）。
- イ 工事および機械器具の購入にあつては、その実施設計書。
- ウ その他前記アの事業計画書を添付する場合は、定められた添付書類。
- エ 前記アからウまでに掲げるもの以外で、知事が必要と認める書類。

#### (2) 提出期日

毎年度知事が別に定める日までとする。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額の内、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金

額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体については、この限りではない。

（申請の取下げ）

第 5 条 規則第 7 条第 1 項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 7 日経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（事業の変更）

第 6 条 補助金の交付の対象となる事務または事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる重要な変更（中止または廃止を含む）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更・中止・廃止承認申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第 7 条 補助事業者は、補助金の全部または一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（事業遂行状況報告）

第 8 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定による事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において作成し、当該年度の 1 月 20 日までに知事に提出するものとする。

ただし、知事は補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

（指 示）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延届書（別記様式第 6 号）を知事に提出し、その指示を求めなければならない。

（実績報告書の添付書類等）

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（別記様式第 7 号）の添付書類は第 4 条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第 4 条第 2 項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して 1 箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日とする。

（補助金の返還等）

第 11 条 規則第 17 条に定めるものの他、第 4 条第 2 項のただし書により交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前条第 2 項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 8 号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 補助事業者は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場

合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 20 日までに、別記様式第 8 号により、知事に報告しなければならない。

(取得財産等の管理)

第 12 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(財産処分)

第 13 条 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

2 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 前項の承認については、第 13 条第 2 項の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部または一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつその内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 4 条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、規則第 4 条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価または時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第 2 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額または処分により得られた収入の全部または一部を県に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 14 条 補助事業者は、補助事業等が完了しまつたは中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量および取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(証拠書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入および支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の収入および支出について、その支出内容の証拠書類または証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項に基づき作成、整備および保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳および調書のうち、電磁的記録により作成、整備および保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の提出)

第 16 条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第 17 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請があつ

た日から起算して 60 日以内に行うものとする。

(競争入札等)

第 18 条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

2 市町を除く補助事業者は、前記により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札または見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（別記様式第 9 号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 19 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 5 条の規定に基づく申請の取下げ、第 6 条の規定に基づく事業変更の申請、第 7 条の規定に基づく概算払の申請、第 8 条の規定に基づく遂行状況の報告、第 9 条の規定に基づく遅延届の申請、第 10 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第 13 条の規定に基づく財産の処分承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日に改正し、平成 23 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日に改正し、平成 24 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日に改正し、平成 25 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に改正し、平成 26 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日に改正し、平成 27 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日に改正し、平成 28 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日に改正し、平成 29 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日に改正し、平成 30 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日に改正し、平成 31 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日に改正し、令和 2 年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に改正し、令和 3 年度分の補助金に適用する。

この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

附 則

1 この要綱の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に適用する。

2 この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別表（第2条、第3条、第7条関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 鳥獣被害防止総合対策整備補助金	<p>1 事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 整備事業 ①鳥獣被害防止施設 ア 新規整備 イ 再編整備 ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案</p>	<p>定額、1/2 以内 上記に関わらず、6 法指定地域にあっては 5.5/10 以内。 (上記に関わらず鳥獣被害防止施設を農家・地域住民参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、鳥獣被害防止施設および処理加工施設を整備する場合の上限単価については、実施要領による。)</p>	<p>1 整備地域相互間における当該経費のいずれか低い額の30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止または廃止 2 事業実施主体の変更</p>
2 鳥獣被害防止総合対策推進補助金	<p>1 事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 推進事業 ① 被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ サル複合対策 カ クマ複合対策 キ 他地域人材活用 ク ICT等新技術の活用 ② 実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入 ③ ICT等新技術実証 ④ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ⑤ ズビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成</p>	<p>定額、1/2 以内 (ただし、被害防止活動推進、ズビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害防止対策実施隊強化における上限単価および限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動捕獲サポート体制の構築、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化および放射性物質影響地域のズビエ利活用推進における限度額につ</p>		<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止または廃止 2 事業実施主体の変更</p>

	イ 新規猟銃取得支援 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧処理加工施設の人材育成 ⑨ I C Tの活用による情報管理の効率化 ⑩放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	いては、実施要領による。)		
--	--	---------------	--	--

注：鳥獣被害防止総合対策整備補助金とは、実施要領別表1の1. 整備事業を、鳥獣被害防止総合対策推進補助金については、同表の2. 推進事業をさす。

〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 〇〇 〇〇

所在地  
団体名  
(協議会等名)  
代表者 役職 氏 名  
発行責任者・  
担当者 氏 名  
連絡先電話番号

標記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

補助金交付申請額

鳥獣被害防止総合対策整備補助金	円
鳥獣被害防止総合対策推進補助金	円

記

1 事業の目的



## 2 事業の内容および計画

## 3 経費の配分および負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)+(D)	負 担 区 分				備 考
		補助金 (A)	市町費 (B)	集落(農家)等 (C)	その他 (D)	
1 鳥獣被害防止 総合対策整備 補助金	円	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止 総合対策推進 補助金						
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

## 4 事業完了予定年月日 年 月 日

## 5 収支予算

### (1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対 策整備補助金	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対 策推進補助金					
3 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策整備事業	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策推進事業					
合 計					

- (注) 1 計画承認の内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載した当該計画書を添付すること。
- 2 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。
- 3 鳥獣被害防止総合対策整備事業支援事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、別紙様式を作成し添付すること。

(別紙)

事業名	事業実施 主体名	事業内容	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
			金融機関 名	融資名 (制度・ その他)	融資を受 けようと する金額	償還年数	その他
			〇〇金融 金庫	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	
			〇〇農協	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	

- 注) 1 事業名の欄は、鳥獣被害防止総合支援事業と記載すること。
- 2 事業実施主体名及び事業内容の欄は、計画書を転記すること。
- 3 融資内容が確認できる資料を適宜添付すること。

## 令和4年度 鳥獣被害防止総合対策事業計画書

事業実施主体名	
会計担当者	フリガナ 氏名 所属 職名 住所 TEL FAX E-mail
事務担当者	フリガナ 氏名 所属 職名 住所 TEL FAX E-mail

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国	事業実施主体	
<p>推進事業</p> <p>① 被害防止活動推進</p> <p>ア 推進体制の整備</p> <p>イ 有害捕獲</p> <p>ウ 被害防除</p> <p>エ 生息環境管理</p> <p>オ サル複合対策</p> <p>カ <b>クマ複合対策</b></p> <p>キ 他地域人材活用</p> <p>ク ICT等新技術の活用</p> <p>② 実施隊特定活動</p> <p>ア 大規模緩衝帯整備</p> <p>イ 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>③ ICT等新技術実証</p> <p>④ 農業者団体等民間 団体被害防止活動</p> <p>⑤ ジビエ等の利用拡大に 向けた地域の取組</p> <p>ア <b>販売拡大支援</b></p> <p>イ <b>搬入促進支援</b></p> <p>⑥ 鳥獣被害対策実施隊 体制強化</p> <p>ア <b>実施隊員の人材育成</b></p> <p>イ <b>新規猟銃取得支援</b></p> <p>⑦ 捕獲サポート体制の 構築</p> <p>⑧ 処理加工施設の人材 育成</p> <p>⑨ ICTの活用による 情報管理の効率化</p> <p>⑩ 放射性物質影響地域 のジビエ推進</p> <p>整備事業</p> <p>① 鳥獣害防止施設</p> <p>ア 新規整備</p> <p>イ 再編整備</p> <p>② 処理加工施設</p> <p>③ 捕獲技術高度化施設</p> <p>④ 地域提案</p>	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合は「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

## 2 事業の目的

--

## 3 計画の作成状況

### (1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

### (2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

## 4 事業実施体制

### (1) 協議会の概要

協議会の名称および 設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

（注）協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

### (2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

### (3) 地域における取組

具体的な取組内容

（注）鳥獣害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

5 推進事業の内容

① 被害防止活動推進

ア 推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内容	事業費	補助金	自己資金	備考
			円	円	円	
計						

（注）協議会等の活動について記入すること。

イ 有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

(ア) 狩猟免許の取得

所属機関の名称	免許の種類	取得人数	内容	事業費	補助金	自己資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

(イ) 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	補助金	自己資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

(ウ) 協議会の捕獲機材での捕獲実績

捕獲の主体 (実施隊、猟友会、農家等の別)	獣種	捕獲頭数	備考

（注）整備事業において、侵入防止柵と一体的に整備した、ICT等を用いたわな等で捕獲した場合は、備考欄に「平成〇〇年度事業において、侵入防止柵と一体的に整備した捕獲機材」と記入すること。

ウ 被害防除に関する実施計画（又は実績）

(ア) 現場技術指導者の育成

所属機関の名称	育成 人数	内 容	事業費	補助金	自己 資金	備考
(定額)			円	円	円	
(1/2 以内)						
計						

(イ) 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施 時期	内 容	事業費	補助金	自己 資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

エ 生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施 時期	内 容	事業費	補助金	自己 資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

オ サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施 時期	内 容	事業費	補助金	自己 資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

カ クマ複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

キ 他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

ク ICT等新技術の活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
(定額)				円	円	円	
(1/2 以内)							
計							

② 実施隊特定活動

ア 大規模緩衝帯整備に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

(注) 内容の欄に伐採率、規模等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域がわかる地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

イ 誘導捕獲柵わな導入に関する実施計画（又は実績）



対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

(注) 誘導捕獲柵わなの規格や形状等の整備内容、設置場所の規模(設置数)など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

### ③ ICT等新技術実証に関する実施計画(又は実績)

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

(注) ICT等新技術の内容の分かる資料、導入資材の内訳および事業費の内訳のわかる資料等を添付すること。

### ④ 農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画(又は実績)

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

### ⑤ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に関する実施計画(又は実績)

#### ア 販売拡大支援

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

#### イ 搬入促進支援

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
			(事業内容) (販売先/販売数量)	円	円	円	
計							

(注) 販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。

⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化に関する実施計画（又は実績）

ア 実施隊の人材育成

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

イ 新規猟銃取得支援

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

⑦捕獲サポート体制の構築（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

⑧ICTの活用による情報管理の効率化（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

⑨処理加工施設の人材育成（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	補助金	自己資金	備考
				円	円	円	
計							

⑩放射性物質影響地域のジビエ推進（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施 時期	内 容	事業費	補助金	自己資 金	備考
				円	円	円	
計							

## 6 整備事業の内容

### (1) 施設整備地域の地域指定状況

市町名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか否か	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域または受益地内の傾斜が平均15度以上の地域(水田地帯を除く。),「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号)において中間農業地域または山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○印を記入すること。

### (2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C)/(A+B)	備考
侵入防止柵		ha(m)	ha(m)	ha(m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

### (3) 鳥獣害防止施設の整備計画(又は実績)

#### ア 新規整備

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	補助金	自己資金	交付率	備考
				円	円	円	%	
計								

(注) 1 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容(種類、設置数、既存または新設の区分ならびに整備事業名など)を実施内容の欄に記入すること。

2 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種および柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳および事業費の内訳のわかる資料等を添付すること。

3 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

4 計画と実績で事業内容に変更があった場合は、実績にかかる侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図および「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の

捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

- 6 事業実施状況報告を提出する場合にあつては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況ならびに侵入防止柵の設置および維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

## イ 再編整備

### (ア) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

### (イ) 再編整備計画

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	受益面積	実施内容	事業費	補助金	自己資金	交付率	備考
					円	円	円	%	
計									

- (注) 1 受益戸数は、既存施設造成時の受益戸数を基本とする。また、受益面積は、再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。
- 2 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容（種類、設置数、既存または新設の区分ならびに整備事業名など）を実施内容の欄に記入すること。
- 3 再編整備計画図、対象獣種および柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳および事業費の内訳のわかる資料等を添付すること。
- 4 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
- 5 計画と実績で事業内容に変更があった場合は、実績にかかる侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図および「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

### (ウ) 他の取組及び事業等との連携

--

### (エ) 利用計画

--

### (オ) 維持管理

--

(カ) 一体的に整備する捕獲機材の内容

--

(キ) 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

(ク) 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価

(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	補助金	自己資金	交付率	備考
			(実施内容)  (販売先/販売数量)	円	円	円	%	
計								

- (注) 1 食肉利用等施設の整備の場合は、実施内容欄に販売先及び販売数量を記載するものとし、販売予定先が複数ある場合は、「販売先／販売数量」の行を追加して記載すること。
- 2 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲がわかるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
- 3 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産 9426 号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
- 4 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	補助金	自己資金	交付率	備考
				円	円	円	%	
計								

- (注) 1 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲がわかるような地図、施設の図面、施設の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
- 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」（平成 20 年 3 月 31

日付け 19 生産 9426 号生産局通知) により算出した、費用対効果分析 (投資効率) に係る資料を添付すること。

- 3 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動 (鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。) を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること (別紙による記載も可)。

#### (6) 地域提案に係る施設の整備計画 (又は実績)

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	補助金	自己資金	交付率	備考
				円	円	円	%	
計								

(注) 1 地域提案に係る施設の設置場所、対象範囲がわかるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。

- 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産 9426 号生産局通知) により算出した、費用対効果分析 (投資効率) に係る資料を添付すること。

#### 7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算 (又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書 (案) (又は写し)
- (3) 被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

8 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m <sup>2</sup> ) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が生じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にかかると見られる指導内容	事業実施主体等が行っている維持管理方法	事業実施主体等における維持管理状況	都道府県における点検・指導状況	その他

(注) 事業実施状況報告、評価報告時に添付



〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（変更／中止／廃止）  
承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 〇〇 〇〇

所在地

団体名  
(協議会等名)

代表者 役職 氏 名

発行責任者・  
担当者 氏 名

連絡先電話番号

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知があった〇〇年度鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について、下記のとおり（変更／中止／廃止）したいので、滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- (注) 1 様式は、別記様式第3号による補助金交付申請書の記に準ずるものとする。  
この場合において、「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
また、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金変更承認申請書」を「滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱に

より、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

- 3 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。
- 4 括弧内は、該当するものを記載すること。



- (注) 1 「交付決定通知の年月日および番号」は、変更交付決定通知があった場合、当初の交付決定通知の年月日および番号ならびに変更交付決定通知の年月日および番号の両方を記載すること。
- 2 「〇〇年〇〇月〇〇日現在」には、今回請求額の予定出来高を確認した年月日を記載すること。
- 3 「区分」の欄には別紙様式第3号の「3 経費の配分及び負担区分」の「区分」の欄に記載すること。
- 4 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。

〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 〇〇 〇〇

所在地  
団体名  
(協議会等名)  
代表者 役職 氏 名  
発行責任者・ 氏 名  
担当者  
連絡先電話番号

このことについて、滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2. 進捗の状況が遅れている場合は、その理由と措置を記載のこと。

- (注) 1 「区分」の欄は、別記様式第3号の「3 経費の配分および負担区分」の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
3 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。

〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金遅延届出書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 〇〇 〇〇

所在地  
団体名  
(協議会等名)  
代表者 役職 氏 名  
発行責任者・ 氏 名  
担当者  
連絡先電話番号

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 〇〇 〇〇

所在地  
団体名  
(協議会等名)  
代表者 役職 氏 名  
発行責任者・  
担当者 氏 名  
連絡先電話番号

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知があった滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

【また、併せて精算額として滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求します。】

記

1 事業の目的

2 事業の内容および実績



### 3 経費の配分および負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)+(D)	負 担 区 分				備 考
		補助金 (A)	市町費 (B)	集落(農家)等 (C)	その他 (D)	
1 鳥獣被害防止総合対策整備補助金	円	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策推進補助金						
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 年 月 日

### 5 収支精算

#### (1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策整備補助金	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策推進補助金					
3 自己資金					
合 計					

#### (2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策整備事業	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策推進事業					
合 計					

## 6 添付書類

補助金交付申請又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

報告の際には、以下の資料を添付すること。

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 2 推進事業にあつては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し

### (注)

- 1 「〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号」については、当初および変更の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 2 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。
- 3 精算額がない場合は、【】部分を除くこと。

〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 〇〇 〇〇

所在地  
団体名  
(協議会等名)  
代表者 役職 氏 名  
発行責任者・  
担当者 氏 名  
連絡先電話番号

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知があった令和〇〇年度滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額  
金 円  
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額(2-3) 金 円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 1 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。

2 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

3 その他参考となる資料を添付すること。